

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和元年 7 月25日

場 所 第4委員会室

令和元年 7 月 25 日 (木曜日)

午前 9 時 47 分開会

会議に付託された議案等

- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・川内川水系白濁に係る水質改善対策等について
  - ・「エコクリーンプラザみやざき」損害賠償請求訴訟について

出席委員 (8 人)

委員 長	野 崎 幸 士
副 委 員 長	凶 師 博 規
委 員	星 原 透
委 員	横 田 照 夫
委 員	山 下 寿
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子

欠 席 委 員 ( な し )

委 員 外 議 員 ( な し )

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	松 田 広 一
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	廣 津 和 夫
環 境 森 林 課 長	川 口 泰 夫
環 境 管 理 課 長	富 山 典 孝
循 環 社 会 推 進 課 長	蕪 美 知 保

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	前 野 陽 子
議事課主任主事	渡 邊 大 介

○野崎委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付した日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 47 分休憩

午前 9 時 48 分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部の報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

本日は、現地調査も計画されていると聞いておりますので、執行部からは、担当課と連絡調整課のみの出席となっております。それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明は、川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等についてと「エコクリーンプラザみやざき」損害賠償請求訴訟についての 2 項目であります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

**○富山環境管理課長** 常任委員会資料の 1 ページをお開きください。

川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等についてです。

(1) の河川水質の状況と (2) 水質改善の実証試験について御説明いたします。

河川水質の状況は、右の図をごらんください。採水地点ごとに、水素イオン濃度 pH とヒ素の最近の結果を記載しており、最新の 7 月 10 日は、中ほどの③長江橋より上流域で基準を超過しているものの、下流では達成しておりました。

また、最上流部のえびの高原で、水質改善実証試験を 5 月 14 日から開始したことに伴い、その上流の処理前の原水を追加して調査を行っております。

結果を、参考として色を変えて記載しております。5 月 29 日から改善状況が続き、直近の 7 月 10 日に少し悪化しておりますが、原水自体が当初に比べると改善しております。

河川の白濁状況ですが、次のページの上のほうの写真にありますように、4 月には常時白濁していた河川が、5 月下旬には透明になり、6 月にはまとまった雨で増水した際に白濁する状態が観察されております。

次に、水質改善実証試験について、このページで説明いたします。

試験開始当初は、想定より少ない水量ではございましたが、十分な効果が確認できていました。

その後、一番下の写真のように、試験を進める中で石灰石が目詰まりが確認され、中和効果

が減少しております。

現在、この改善策を検討しており、早急に改善し試験を継続することとし、10 月に具体的な対策案をまとめることを目標に、効果の持続性等の課題について検証することとしております。

私からの説明は以上でございます。

**○蕪循環社会推進課長** 私のほうからは、「エコクリーンプラザみやざき」損害賠償請求訴訟について御説明いたします。

去る 6 月 28 日に民事訴訟の控訴審判決の言い渡しがあり、後日開催された宮崎県環境整備公社の臨時理事会において、今後の対応方針が決定されましたので、御報告させていただきます。

委員会資料の 5 ページをお開きください。

訴訟当事者等は、(1) に記載のとおりでございます。

(2) 第一審の概要であります。この訴訟は、公社が浸出水調整池の破損などといった問題の原因究明のため、エコクリーンプラザみやざきの施設整備にかかわった設計・施工監理業者及び盛り土施工業者を相手取り、平成 22 年に提訴したものです。7 年後の平成 29 年に第一審判決が言い渡されました。

請求内容は、②にございますとおり、大きく 2 つございます。

一つは、アの浸出水調整池破損についてですが、調整池の造成地盤において発生した不同沈下に対し、設計・施工監理を担当した日本技術開発及び盛り土施工を担当しました三井 J V に対しまして重大な過失があったとして、12 億円余りを請求したものでございます。

イの塩化物処理能力不足につきましては、予定していた脱塩処理ができず支障が生じたことに対し、コンサルの日技に重大な過失があったとして、7 億円余りを請求したものでござい

す。

一審判決では、③の判決要旨にございますように、日技に過失ありとされた一方、施工業者の三井JVには過失なしとされ、9億円余りが損害額として認められました。

なお、損害額の一部は過失相殺されて、7億2,700万円余が賠償額として認められております。

イの塩化物処理能力不足につきましては、日技の過失が全面的に認められ、3億7,500万円余が賠償額として認められました。

この結果、損害賠償額は合計で11億円余となり、この賠償額に遅延損害金の約4億円を加えた約15億円弱については、平成29年の判決後に日技のほうから仮払いという形で支払いがなされております。

次に、控訴審につきましては、(3)にありますように、公社及び日技双方が、一審判決を不服として控訴したところであり、先日の控訴審判決では、それぞれの控訴が棄却され、一審判決が支持されたところでございます。

続きまして、(4)の控訴審判決後の公社の対応であります。7月9日に臨時理事会を開きまして、全会一致で上告しないという方針を議決いたしました。

その理由としましては、上告したとしても判決を覆すのは難しいと考えられること、また、当該事例は、上告案件に該当しないことという2つの点からでございます。

なお、訴訟相手方の日本技術開発についても上告をせず、7月18日には判決が確定したところでございます。

(5)に、6月分を含んでおりますが、今後想定される主なスケジュールを載せております。

最後になりますが、この問題についての一定

の大きな区切りとなりますので、公社のほうで、この問題に関する一定の総括を行いまして、今後の糧としたいというふうに申しておりますことから、県としましては、公社と十分連携をとりながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

当課からの説明は、以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○山下委員 エコクリーンプラザについてお尋ねしたいんですけども、私はちょうど、このエコクリーンプラザがこういう状況になったとき、川南町の議員をしておりまして、ここに対して、追加、追加で相当お金を出し続けた経緯を思い出しているところなんですけれども、そういうものについても、この比率で各市町村に支払いがされるということですか。

○蕪循環社会推進課長 この問題が発生しまして、対策工事をさせていただきました。早急に対策をしないと地盤が沈下したりというような形になりましたので、それに係る費用について、当面のお金がなかったものですから、仮払いという形で、県と市町村でおおむね折半をして負担させていただきました。その仮払金は貸付金という形でお支払いしていただいていたんですが、今回の判決で大半がコンサルの責任になり、賠償額が確定しましたので、それを精算しまして、残った分については負担金に切りかえて、既にいただいているお金を切りかえて処理するという段取りになっているところでございます。

○山下委員 了解です。

○横田委員 同じくエコクリーンの件ですが、資料では公社の過失割合が20%になったということですが、20%の過失はどういう内容か教えていただきたいと思っております。

○蕪循環社会推進課長 脱塩処理という水処理のところについては、全部コンサル側の責任だったんですが、浸出水調整池が沈んでいった、そして亀裂が入ったというところについては、施工した業者ではなくて、工事を設計したコンサルと、その施工中の施工監理をしたコンサルに8割の責任があり、2割が公社の責任として残りまして、その2割分を概算で計算しますと約1億8,000万円になります。

その部分についてどういうふうに判断されたかといいますと、最終的に判決の中に書いてありますのは、コンサルが、たとえ大丈夫だという書類を出していたとはいえ、既に沈んでいるという状況が判明した段階で何らかの対策がとれたという意味で、そういう判断をきちんとされる場所にも一定の過失があるだろうということで、今回の判決で2割となったところでございます。

○太田委員 同じ議題ですけれど、説明のところで言われたように、今後の糧として、公社と県との連携なり、いい形をとっていかないと、公社と県の間とか、何かこうぎくしゃくした関係も今まであったように感じられたものですから、こういう問題を通して、今後、こういうことができるだけ起こらないような意思疎通をぜひしていただきたい。それと、当時、常任委員会でいろいろ質疑したこともあるんですが、ちょっと心配だったのは、公社と日技双方とも上告せずに、それで了解としたことになるわけですが、日技が今後何らかの求償権を持って請求をするというようなことはないんですか。

一応、法的な扱いについては、これで終わりと見ていいんですか。

○蕪循環社会推進課長 この部分に関しましては、全面的に争って、どこまでが損害であって、

どこからが損害でないかというのを判定するための裁判でもございましたので、日技側が請求する権限はないというふうに考えております。

今回確定したということで、この問題に対する一定の終結が見られたと考えているところであります。

○太田委員 要するに完全な終結と見ていいということですね。個人に対して求償をするような話も、以前聞いた記憶があったものですから、その辺は、もう穏やかに、これで終わりというふうに見えていいですか。

○蕪循環社会推進課長 その部分につきまして、コンサルではなくて施工業者の三井JVのほうで、工事施工中の問題についてということで、そのような告知をされていたんですけれども、そのことにつきましては今回の判決で全く認定されておられませんので、問題はないということになりました。

○太田委員 わかりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。  
暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時6分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

延期となっております県南調査につきましては、12月12日から13日の日程で実施し、調査先については正副委員長に一任するというところで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたしま

令和元年 7 月 25 日 (木)

す。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前10時7分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 野 崎 幸 士